

パート社員 定年退職者再雇用規程

株式会社エムエムインターナショナル

パート社員 定年退職者再雇用規程

第1条（目的）

この規程はパート社員が定年退職を迎えたあとに、再度、会社が雇用する者について基本的な事項を定め、定年退職者の能力の有効活用と生活の安定を図ることを目的とするものである。

第2条（定年退職者再雇用の定義）

この規程において、使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 定年退職者： パート社員就業規則第16条（定年）の規定により定年退職した者をいう
- (2) 再雇用： 会社が定年退職者を雇用することをいう
- (3) 再雇用者： 前号に関する規程を適用される者をいう

第3条（パート社員 定年退職者再雇用の対象基準）

定年退職時に再雇用を自ら希望し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 健康状態が良好で業務に耐えうることができる者。但し、会社から医師の証明（診断書）の提出を求める場合がある。

第4条（パート社員 定年退職者再雇用の申請手続）

- (1) パート社員 定年退職者再雇用を希望する者は、定年退職日の3ヵ月前までに再雇用申請書を会社に提出しなければならない。
- (2) 会社は再雇用の可否を定年退職2ヵ月前までに再雇用希望者へ通知する。

第5条（業務）

業務については定年前の業務と同じものとする。

第6条（社員区分）

社員区分は同じくパート社員とする。

第7条（雇用契約期間）

- (1) 定年退職者再雇用の契約期間は、定めがあるものとし、6ヵ月以内として個別に定める。また、契約期間について定年前とは通算しない。定年退職者再雇用の更新上限は、最長75歳の誕生日の属する給与計算期間の末日までとする。但し、会社が必要と認めた場合はその限りではない。

第8条（賃金）

再雇用者の賃金は、会社の支払い能力、本人の能力、成果、職責、地域の賃金相場、業務内容、出勤日数、労働時間等を勘案し個別に決定するものとする。

第9条（労働時間）

1日及び1週の労働時間は、業務の必要性により、個別に決定する。

第10条（退職の申出）

自己都合によって契約期間の途中で退職することを希望するときは、30日前までに会社に申出なければならない。

第11条（非更改の通知）

会社は、雇用期間満了時に次期の契約を更改しない場合は、契約満了時の30日前までにその旨を本人に通知する。

附則

- ・本規程の所管部は管理部とする。
- ・本規程は、令和6年4月11日から施行する。